

令和5年度商店街課題解決実践研修（伴走人材育成）事業 業務委託に係る企画提案競技実施要項

令和5年度商店街課題解決実践研修（伴走人材育成）事業業務委託に係る企画提案競技の実施についてはこの要項に定めるとおりとする。

第1 事業の目的

商店会等及びその支援団体（市町村・商工団体）を対象に、組織の理念やコンセプト作成、共有及び合意形成の実践を通じて、地域における持続的な活動及びそれに取り組む人材の育成を目的とする。

第2 募集内容

1 委託業務名

令和5年度商店街課題解決実践研修（伴走人材育成）事業業務委託

2 委託業務内容

別添「令和5年度商店街課題解決実践研修（伴走人材育成）事業業務委託企画提案競技仕様書」のとおりとする。

3 委託期間

契約締結日から令和6年3月15日（金）まで

4 委託限度額

2, 500, 000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

（※本業務の契約締結に係る上限額（消費税及び地方消費税を含む）であり、予定価格はこの範囲内で別途算定する）

第3 参加資格の要件

次の1から8すべてを満たすこと。

- 1 法人格を有すること。
- 2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札の参加を制限されている者でないこと。
- 3 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- 4 埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日施行）に基づく指名除外措置を受けている者でないこと。
- 5 法人税、法人県民税、法人事業税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金を滞納している者でないこと。

- 6 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団員並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- 7 業務委託仕様書の内容を確実に履行できる者であること。
- 8 本事業の実施について、委託者からの求めに応じて、随時、迅速かつ具体的な連絡、調整、競技等に対応できる者であること。

第4 企画提案競技に関する事項

1 スケジュール（予定）

委託事業実施要項の公表、募集開始	令和5年4月26日（水）午前10時
質問事項受付期限	令和5年5月10日（水）午前10時
質問事項回答	令和5年5月15日（月）午後3時まで
参加申込書兼企画提案書等提出期限	令和5年5月19日（金）午後5時（必着）
審査結果通知	令和5年5月26日（金）まで
委託契約締結	令和5年5月下旬（予定）

2 質問事項の受付・回答

募集の内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

（1）受付方法

「企画提案競技仕様書に関する質問書」（様式1号）に記入の上、電子メールにより送信すること。また、提出した場合は、必ず電話による到達確認を行うこと。

<提出先>

埼玉県 産業労働部 商業・サービス産業支援課 商業担当

電話 : 048-830-3761

Email : a3750-11@pref.saitama.lg.jp

（2）回答方法

質問に対する回答は、質問を行った法人名等を伏せた上で、県ホームページにて公表する。ただし、内容によっては以下による方法で回答する場合がある。

ア 趣旨が同じ質問は、集約して回答する場合がある。

イ 参加資格に関すること、質問内容又は回答内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わることは、質問者に対してのみ回答する。

ウ 質問内容によっては回答しない場合がある。

なお、簡易な確認を除き、電話による質問には応じない。

（3）受付期限と回答期限

受付期限 令和5年5月10日（水）午前10時

回答期限 令和5年5月15日（月）午後 3時まで

3 参加申込書兼企画提案書等の提出

企画提案に当たっては、以下の書類を提出すること。

(1) 令和5年度商店街課題解決実践研修(伴走人材育成)事業業務委託企画提案競技参加申込書兼企画提案書(様式2号)

様式第2号を表紙とし、企画提案の内容を添付すること。なお、企画提案書に添付する書類の様式は任意とする。

企画提案書は別添「令和5年度商店街課題解決実践研修(伴走人材育成)事業業務委託企画提案競技仕様書」に基づき作成し、次のアからウの内容を含めること。

ア 基本方針

本業務を実施する上での基本方針及び提案者の企画における強み、特に重要と考えるポイント等を記載すること。

イ 業務概要

仕様書の「第5 委託事業の内容」に係る事項について漏れなく記載し、具体的に提案すること。

特に、セミナー、ワークショップの開催に当たっては、商店会の課題を題材とし商店会等と支援団体が連携して実践的に取り組むことにより、本業務で目的としている「地域における持続的な活動、及びそれに取り組む人材の育成」を達成できる旨を具体的に示すこと。

また、セミナー、ワークショップのスケジュールについて、案を提示すること。

ウ 業務運営体制

仕様書の「第7 業務運営体制」に記載されている内容を留意し提案すること。

(2) 業務実施体制調書(様式3号)

本業務を実施するための社内及び社外の連携を含めた実施体制について記載すること。

(3) 同種事業実績調書(様式4号)

国又は地方公共団体等から受託又は指定を受けた事業で平成30年度から令和4年度における研修事業及びそれに類する事業の受託実績を記載すること。

(4) 委託料の見積書(様式5号※参考様式)

ア 「第2の4 委託限度額」に掲げる上限の範囲内で作成すること。

イ 総額及び項目ごとの内訳表を作成すること。経費の内訳表の作成にあたっては、人件費、通信費、賃借料など科目ごとに記載し計上すること。

見積額は税込みで記載すること。なお、内訳には消費税及び地方消費税額も記載すること。

(5) 会社概要書(様式6号)

必要事項を記載し、法人・団体の概要が分かる書類を添付すること。

(6) 決算関係書類

直近1年分の貸借対照表及び資金収支計算書又はこれに準ずる書類を提出すること。

(7) 企画提案競技の参加に関する誓約書(様式7号)

本要項「第3 参加資格の要件」のすべてを満たすことを確認し提出すること。

4 参加申込書兼企画提案書等の提出方法

(1) 提出方法

電子メールで提出すること。送信後、必ず電話による到着を確認すること。

(2) 提出先

埼玉県 産業労働部 商業・サービス産業支援課 商業担当

電話 : 048-830-3761

Email : a3750-11@pref.saitama.lg.jp

(3) 提出期限

令和5年5月19日(金)午後5時(必着)

5 その他

(1) 企画提案書等の提出については、1提案者につき1提案に限る。複数の提案はできないものとする。

(2) 企画提案書等の提出後は、その内容を変更することができない。また、提出された企画提案書等は返却しない。

(3) 提出された企画提案書等は、提案者に無断で使用しない。ただし、埼玉県情報公開条例(平成12年埼玉県条例第77号)に基づき公文書開示請求がなされた場合には、この限りではない。

(4) 企画提案書等の作成に係る経費は、提案書の負担とする。

(5) 業務委託契約に当たっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするのではなく、採用された提案者の提案内容を踏まえて県と協議・調整を行ったうえで契約を締結する。

第5 審査に関する事項

1 委託業者候補の選定方法

(1) 県は企画提案競技審査委員会において、提出された企画提案書及びその他提出書類に基づき、事業の企画能力などを総合的に審査し、総合点が最も高かった1者を委託契約先候補者に決定する。

また、企画提案書を提出した者が1者の場合は、審査委員会が提案内容を総合的に審査し、本業務の委託先として適当であると認めた場合に、当該企画提案書を提出した者を委託先候補者として選定する。

(2) 評価に当たっては、提案者の知識、経験、業務基本方針、業務実施方法、業務運

営体制及び委託料見積額について、別途定める審査基準の評価項目により審査するものとする。

(3) 企画提案書等に関して、対面又はオンラインで説明を求める場合がある。

2 審査結果の通知

審査結果は、選定後全ての提案者に審査結果を電子メールで通知する。

第6 留意点

- 1 提出書類に虚偽の記載や不備がある場合は、審査対象とならず、失格とする。
- 2 原則として決定後の契約辞退はできない。

第7 委託契約の締結

審査委員会で選定された契約予定者は、委託契約締結に向け、県と協議を行う。協議が整った際は、契約予定者から改めて見積書を徴取し、随意契約による委託契約を締結する。

また、委託契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約（契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）による締結を予定する。締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。受注者には立会人型電子契約サービス利用に係る費用負担は生じない。

なお、電子契約の利用について承諾がない場合は、従来どおり紙の契約書により契約を締結する。電子契約の利用承諾の有無は委託先選定の審査に影響しない。